

入札参加資格登録をされている皆様へ

同一の入札における一定の資本関係又は人的関係のある者同士の参加制限について

徳島県では、これまで同一の指名競争入札において役員が重複する会社が参加する場合は、発注機関の長に申し出ることとしておりましたが、公正な入札をより確保するため、入札の適正さが阻害されると認められる一定の資本関係又は人的関係のある者同士の同一の入札への参加を制限します。

1. 入札参加制限と定義

入札の適正さが阻害されると認められる次の一定の資本関係又は人的関係のある者同士の同一の入札への参加を制限します。同一入札に次に掲げる者が確認された場合は、1者を除いて辞退してください。

- (1) 次のアとイに該当する二者の場合（資本関係）。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

ア 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。イにおいて同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。イにおいて同じ。）の関係にある場合

イ 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

- (2) 次の各号に該当する二者の場合（人的関係）。

ア 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、更生会社等である場合を除く。

(ア) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

① 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

② 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

③ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

④ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

(イ) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

(ウ) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

(エ) その他業務を執行する者で（ア）から（ウ）に掲げる者に準ずる者

イ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第

- 1項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- ウ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- (3) その他上記と同視しうる一定の資本関係又は人的関係があると認められる場合

2. 対象

徳島県が実施する全ての入札案件を対象とします。

3. 該当する場合の取扱い

1に掲げる者同士が同一の入札に参加している事実が判明した場合、該当者のした全ての入札を無効として取扱い、競争契約入札心得違反として、入札参加資格停止措置を行う場合があります。

4. 留意事項

1に掲げる者同士が、本取扱いを遵守する目的で辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取り合うことは、差し支えないものとします。その場合は、指名通知書及び入札の公告等の記載に従って、申し出又は辞退する者を記載した関係者辞退届出書を指定する期間内に発注機関へ提出することとします。

5. 適用日

令和8年4月1日以降に指名通知又は入札公告を行う案件から適用します。